日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金交付要綱

令和２年要綱第１１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、新たな事業形態の導入や雇用継続等に取り組む飲食事業者等を支援することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　村は、前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。」を行う同表の第２欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に、同表の第４欄に定める率を乗じて得た額以下とする。ただし、同表の第５欄に定める額を限度とする。

３　補助対象者が県補助金（頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金）の交付を受ける場合、補助対象経費については、同補助金の上限額を超える部分とする。

（交付申請及び実績報告）

第４条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第５条に規定する交付申請及び規則第18条に規定する実績報告について、村長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条第１項の規定にかかわらず、本補助金の交付申請書は様式第１号によるものとし、規則第18条の規定による実績報告書についても同様とする。

（交付決定及び交付額確定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付決定を受けた日から20日以内に行うとともに、様式第２号により補助事業者に対し通知するものとする。

２　交付申請と併せて実績報告を受けた場合は、規則第６条による交付決定と併せて規則第19条第１項の規定による額の確定を行い、様式第３号により補助事業者に通知するものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　本補助金について、規則第11条但書による村長の承認を要しない変更は、補助金の増額を伴う変更以外とする。

２　前条第１項の規定は、規則第11条第１項による変更の承認について準用する。

（着手及び完了届）

第７条　本補助金については、規則第13条並びに第14条に規定する着手届及び完了届の提出を要しないものとする。

（雑則）

第８条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附　　則

　この要綱は、公布の日から施行し、令和２年４月１日以降に実施した事業に適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　補助事業の名称 | ２　補助対象者 | ３　補助対象経費 | ４　補助率 | ５　補助上限額 |
| 飲食事業者等緊急支援事業 | １．飲食、宿泊、観光事業者等（ただし、以下の要件をすべて満たすこと。）　①新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の継続に影響を受けていること。　②法人経営の場合：村内に店舗（事業所）を有していること。個人経営の場合：村内に店舗（事業所）を有しているか、又は事業主が村内に住所を有していること。　③以下のいずれかの業態に該当すること。　　・飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する飲食店、宿泊業者（コンビニエンスストア、国や地方自治体の指定管理施設を運営する事業者を除く。）　　・飲食店営業許可・喫茶店営業許可、又は菓子製造許可を有する自動車営業又は露店事業者　　・その他、食品衛生法及び酒税法に基づく営業許可を有する固定店舗を持つ事業者　　・観光事業者　　・その他、飲食、宿泊、観光事業等に関わる事業者２．その他村長が認める者 | 事業や雇用の継続に要する経費（固定費を含む。）、パッケージ作成費、ＰＲ資材作成費、広告費、移動販売に要する経費、商品開発費、従業員研修経費、その他事業実施に要する経費等※令和２年４月１日以降に支払った経費を対象とする。なお、県補助金（頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金）の交付を受ける事業者においては、当該補助金の補助上限額を超える部分を補助対象経費とする。 | 10/10 | １事業者当たり100千円（１回限り） |

様式第１号（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

　日吉津村長　様

（申請者）　住　　所

法 人 名

（店舗名又は屋号）

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（代表者職・氏名）

電話番号

日吉津村飲食事業者等緊急支援費補助金交付申請書（実績報告書）

　日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金の交付を受けたいので、日吉津村補助金等交付規則第５条の規定により、下記のとおり申請（実績を報告）します。

記

１　確認事項（以下の①～④の要件をすべて満たすこと）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の維持・継続に影響を受けている | □ |
| ② | 【法人の場合】村内に店舗又は事業所がある。【個人の場合】村内に店舗（事業所）がある、又は事業主の住所が村内にある。 | □ |
| ③ | 以下のいずれかの業態に該当する。 |  |
| ・飲食営業許可又は喫茶営業許可を有する飲食店又は宿泊業者 | □ |
| ・飲食営業許可又は喫茶営業許可を有する自動車営業事業者又は露店事業者 | □ |
| ・その他、食品衛生法及び酒税法に基づく営業許可を有する、固定店舗を持つ事業者 | □ |
| ・観光事業者（観光関係団体に所属する場合は、その団体名を記載すること）（団体名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
| ・その他、飲食、宿泊、観光業等に関わる事業者（業種：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
| ④ | 現在、事業を継続している。（臨時休業を含む。） | □ |

２　実施する取り組み（該当する取り組みにチェックを入れてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| □テイクアウト□デリバリー□お取り寄せ□ドライブスルー□移動販売□配達請負□従業員研修 | □団体で実施する取り組み□新たなメニュー、商品、サービス等の開発□店内の清掃又は改装□その他の取り組み※雇用継続のための取組等について記載すること。 |

３　県補助金の活用の有無

　・頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金：　有　・　無

４　補助対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費　　　目 | 金　　　額 | 摘　　　要 |
| パッケージ作成費 | 円 |  |
| ＰＲ資材作成費 | 円 |  |
| 広告宣伝費 | 円 |  |
| 移動販売に要する経費 | 円 |  |
| 商品開発経費 | 円 |  |
| 雇用継続に係る経費 | 円 |  |
| その他事業実施に要する経費 | 円 |  |
| 合　　　計 | 円 |  |

※令和２年４月１日以降に支出したものが対象となります。

※頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金の交付を受けている、又は受ける予定の場合は、補助上限額（100,000円）を超える部分の補助対象経費について記載してください。

４　交付申請額（実績額）　　　　　　　　　　　　円

　※100,000円が上限となります。

５　添付資料

　□ 飲食営業許可証等の写し（申請時）

　　※飲食営業許可証等が該当しない業種の場合、開業届等、事業主であることが証明できる書類

　□ 口座振込依頼書（申請時）

　□ 対象経費に係る領収書の写し（実績報告時）

　□ 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金を受けている、又は受ける予定の場合は、実績報告書又は交付申請書の写し

　□ その他村長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

日吉津村長

日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付第　　号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業の内容

　　本補助金に係る補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　　（１）算定基準額　金　　　　　円

　　（２）交付決定額　金　　　　　円

３　経費の配分

　　本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が反攻された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

　　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額と交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

　　本補助金の収受及び使用等に当っては、規則のほか、日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金交付要綱（令和2年要綱第　号）の規定に従わなければならない。

様式第３号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

日吉津村長

日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金交付決定及び交付額確定通知書

年　　月　　日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて第19条の規定に基づき交付額を確定したので、規則第８条第１項及び第19条の規定により通知します。

記

１　補助事業の内容

　　本補助金に係る補助事業の内容は、申請書に記載に記載のとおりとする。

２　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

　　（１）算定基準額　金　　　　　円

　　（２）交付決定額　金　　　　　円

３　交付額の確定

　　本補助金の額の確定は、交付決定額のとおりとする。

４　補助規程の遵守

　　本補助金の収受及び使用等に当っては、規則のほか、日吉津村飲食事業者等緊急支援事業費補助金交付要綱（令和2年要綱第　号）の規定に従わなければならない。